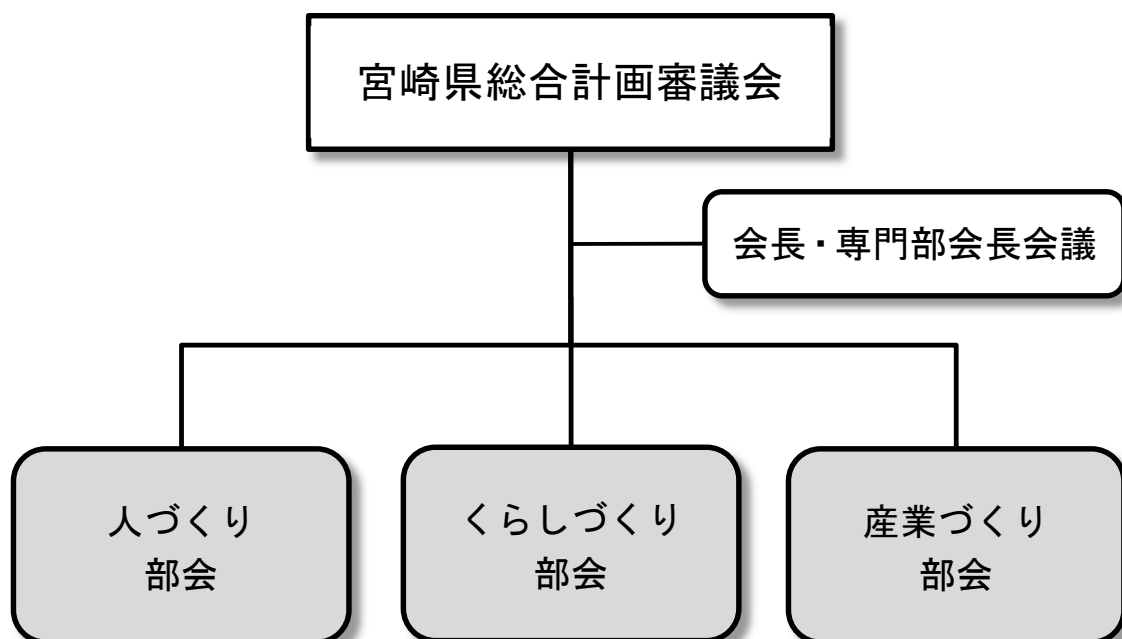


部会の設置について

1 部会の設置について

- ・ 宮崎県総合計画審議会に「人づくり部会」「くらしづくり部会」「産業づくり部会」の3部会を置くこととします。
- ・ 人・くらし・産業の各分野に関し、次期宮崎県総合計画の策定に係る調査審議を、各部会に付託することとします。
- ・ 審議会と各部会、各部会間の連絡調整は、「会長・専門部会長会議」を開催すること等により図ることとします。



【参考】宮崎県総合計画審議会条例施行規則（抜粋）

（部会）

第2条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員又は専門委員（専門とする事項が部会の所掌事務と同一の者に限る。）（以下「委員等」という。）のうちから会長がこれを定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員等が、その職務を代理する。

7 部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が別に定める。